

○佐賀県警察教養細則

平成13年7月2日

本部訓令第10号

改正 平成28年3月16日本部訓令第9号

佐賀県警察の教養に関する訓令(平成7年佐賀県警察本部訓令第7号)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察教養規則(平成13年佐賀県公安委員会規則第11号。以下「規則」という。)第4条に基づき、佐賀県警察の教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察教養の主眼)

第2条 警察教養は、規則第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項を主眼として行うものとする。

- (1) 職務倫理を保持させること。
- (2) 階級及び職に応じて幹部(部下職員を指導監督する地位にある者をいう。以下同じ。)としての管理能力を養うこと。
- (3) 警察に関する学術を修得させ、適正に職務を遂行するための警察実務に関する知識、技術、体力、判断力及び行動力を養うこと。

(警察教養の実施)

第3条 警察教養は、佐賀県警察学校(以下「警察学校」という。)その他の教育関連施設における警察教養(以下「学校教養」という。)及び職場における警察教養(以下「職場教養」という。)のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者の関連付けに配慮して計画的に実施するものとする。

(警察教養に関する調整)

第4条 警務部長、警察学校長及び警務課長は、警察教養が総合的、効果的かつ積極的に推進されるよう総合調整に努めなければならない。

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3〕

(警察教養推進委員会の設置)

第5条 警察教養に関する各所属の調整等を行うため、警察本部(以下「本部」という。)に、委員長、副委員長及び委員で組織する警察本部教養推進委員会(以下「本部委員会」という。)を設置するものとする。

2 本部委員会の委員長には警務部長を、副委員長には警務課長を、委員には次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 警察本部各課（隊、所）の次席、副隊（所）長及び警察学校副校長
- (2) 警務部長が必要により指名する者

3 本部委員会の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 教養実施計画の企画及び調整に関すること。
- (2) 教養実施上の問題点の把握と対策に関すること。
- (3) 教養の具体的実施方法等の研究及び開発に関すること。

4 警察署長（以下「署長」という。）は、本部委員会の設置に準じて、警察署教養推進委員会を設置することができる。

本条…一部改正〔平成21.3本部訓令5、23.3本部訓令3〕

（警察職員の心構え）

第6条 警察職員は、警察教養を通じて、職務倫理を保持し、適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

第2章 学校教養

第1節 学校教養の種別

（教養課程）

第7条 警察学校においては、次に掲げる課程の学校教養を行う。

(1) 採用時課程

ア 初任科及び初任補修科 新たに巡査として採用された警察官に、警察官としての自覚を確立させ、地域警察活動に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

イ 一般職員初任科 新たに採用された巡査相当職の一般職員に対し、警察職員としての自覚を確立し、その職務に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための課程

(2) 任用時課程

ア 巡査部長任用科 巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区学校で行われる巡査部長任用科の課程を履修する者を除く。）に対し、初級幹部として求められる職務倫理を保持し、警察署の主任として必要な指導能力及び実務能力を修得させるための課程

イ 警部補任用科 警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官（管区学校で行われる警部補任用科の課程を履修する者を除く。）に対し、中級幹部として求められる

る職務倫理を保持し、警察署の係長等として必要な管理能力及び実務能力を修得させるための課程

ウ 部門別任用科 各部門に新たに任用が予定され、又は任用後間がない警部補以下の階級の警察官に対し、当該部門の担当官として求められる職務倫理を保持し、それぞれの職務に必要な基礎的知識及び技能を修得させるための課程

(3) 専科課程（各部門専科）

警部補以下の階級の警察官又は同相当職の一般職員に対し、特定の分野の担当官として求められる職務倫理を保持し、それぞれの職務に必要な専門的知識及び技術を修得させるために行う教育訓練

本条…一部改正〔平成17.3本部訓令5〕

(特別の課程)

第8条 警察学校においては、前条に規定する課程のほか、警察本部長（以下「本部長」という。）の命を受け特別の課程を行うことができる。

2 本部長は、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させるために必要があると認めるときは、警察職員に、警察学校以外の教育関連施設において行われる教育訓練を受けさせるものとする。

(課程の名称、教授科目及び期間)

第9条 第7条及び前条に規定する課程の名称、教授科目及び入校期間は、本部長が別に定める。

第2節 学校教養の実施

(教養実施計画)

第10条 本部の所属長は、毎年、本部長が指定する期日までに、翌年度に実施を計画している第7条第2号の部門別任用科及び同条第3号の専科課程について、専科等教養実施計画書（様式第1号）を作成し、本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、各所属から提出された専科等教養実施計画書を調整し、毎年3月末日までに翌年度の教養実施計画を定め、各所属長に通知するものとする。

(教授内容の策定)

第11条 第7条各号の教養課程を所管する所属長は、前条第2項の教養実施計画に基づき、次に掲げる事項に配慮して、具体的な教授内容を策定するものとする。

(1) 入校する学生の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要かつ実践的な事項を教授内容とすること。

- (2) 試験その他の方法により、それぞれの課程における教養の効果を測定し、その結果を教授内容に反映させること。

(学校教養実施上の留意事項)

第12条 学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 教養対象者の選定は、各課程の教授内容に応じ、実務経験、適性、教養履歴等を踏まえて行うこと。
- (2) 教養担当者には、資質及び能力に優れた者を人選すること。
- (3) 各課程の教授内容に応じ、学識経験者、司法関係者その他部外の有識者を講師として招へいすること。
- (4) 視聴覚教材その他の教材の活用、実際の事例又は想定事例に関する討議等による演習を行うなど効果的かつ効率的な教育訓練を行うこと。

(入校者の決定)

第13条 各課程への入校者は、本部長が決定する。ただし、第7条第3号の課程については、当該教養課程を所管する所属の部長が決定するものとする。

(初任科教養期間の短縮)

第14条 警察官の経歴を有する者が、警察官として採用された場合の当該職員に対する第7条第1号の教養については、特別に期間を短縮し、又はこれを行わないことができる。

(学校教養の実施等)

第15条 新たに本県巡査に採用されたものに対する初任教養は、佐賀県警察採用時教養実施要綱（平成17年3月9日付け佐本務発第188号）に基づき、実施するものとする。

- 2 警察学校長は、規則及びこの訓令に定めるもののほか、本部長の承認を受け、学校教養に関し必要な事項を定めることができる。

本条…一部改正〔平成17.3本部訓令5〕

(平28本部訓令9・一部改正)

第3章 職場教養

第1節 通則

(所属長の責任)

第16条 所属長は、所属職員の職務を適正に遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切に実施するものとする。

- 2 所属長は、職場教養の成果が上がるよう常に教養訓練の状況を把握し、教養方法等の改善に努めなければならない。

(教養事務担当者)

第17条 各所属における教養事務担当者は、次席、副隊長、副所長、副校長、副署長及び次長とする。

2 所属長は、前項の教養事務担当者を補佐させるため、教養事務補助者を指定することができる。

(職場教養実施上の留意事項)

第18条 幹部は、部下職員に対する教養の重要性を認識し、日常的に職場教養を実施するよう努めなければならない。

2 警察職員は、上位の者からの指導、助言を真しに受け止め、自己の職務遂行能力を向上させるよう努めなければならない。

3 所属長は、教養の内容に応じ、学識経験者その他の部外の有識者を招へいするなどして、効果的な職場教養の実施に努めなければならない。

第2節 教養計画及び実施

(教養重点等)

第19条 本部長は、毎月20日までに、職場教養の実施に関する翌月の教養重点及び巡回教養計画を策定し、所属長に通知するものとする。

(巡回教養)

第20条 本部の部長、参事官及び所属長（以下「本部の所属長等」という。）は、前条の巡回教養計画に基づいて、警察署を随時巡回し教養を行うものとする。ただし、本部の所属長等は、教養内容に応じて、所属の職員に教養を行わせることができる。

(本部教養)

第21条 本部の所属長等は、本部の職員に対し、その所管事務等に関する職場教養を適切かつ効果的に行わなければならない。

2 本部長は、警察本部の処務に関する訓令（昭和32年佐賀県警察本部訓令第16号）第28条に規定する点検日に本部の職員に対して行う教養を計画し、毎月20日までに翌月の計画を本部の所属長に通知するものとする。

(教養計画等の報告)

第22条 署長は、職場教養を効果的に推進するため、毎月の教養実施計画（様式第2号）を策定しなければならない。

2 前項の計画に基づいて実施した結果は、翌月5日までに教養推進状況報告（様式第3号）により本部長に報告しなければならない。ただし、特に効果的な教養を実施したときは、

その都度報告するものとする。

(集合教養及び教案簿の作成)

第23条 署長は、招集等の機会を利用した集合教養を効果的に行わなければならない。

- 2 署長は、前項の集合教養を所属の幹部に実施させることができる。
- 3 前項の教養の実施を指示された幹部は、教養の事項及び内容の要旨を教案簿(様式第4号)に記載し、事前に署長の決裁を受けなければならない。

(個人指導)

第24条 所属長は、所属職員に対する個人指導を自ら行い、又は所属職員のうち上位にある者にこれを行わせなければならない。

- 2 個人指導においては、所属職員の能力、特性等に応じ、職場教養の効果が上がるように配意して、仕事を割り当て、及び目標を設定し、並びに当該職員の職務遂行の状況に応じて具体的な指導を行うよう努めるものとする。

(資料配布)

第25条 所属長は、必要に応じて、職場教養の効果を高めるマニュアルその他の教養資料を作成し、所属職員に配布するものとする。

- 2 各所属長は、他の所属の参考となると認められる事例研究等の教養資料を作成したときは、その都度警務部長に報告するものとする。

(小集団活動)

第26条 所属長は、少人数の集団による業務の改善等に関する研修その他の活動を行うよう努めるものとする。

(実務研修)

第27条 本部長は、必要に応じ、警察職員を他の職場に派遣し、派遣先の職場における職務執行を通じて、専門的な能力を向上させるよう努めるものとする。

- 2 前項の研修等の実施について必要な事項は、本部長がその都度定める。

(職場実習)

第28条 署長は、第7条第1号の初任科の教養を終了して配置された所属職員に対し、職場実習を行わなければならない。

- 2 署長は、前項の職場実習の効果を高めるため、実習を行う職員ごとに実習指導員を付すとともに、警察学校と緊密な連携に配意しなければならない。

(体育及び術科訓練)

第29条 本部長は、警察職員の気力及び体力の錬成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上

を図るため、体育及び術科訓練を適確に実施するように努めるものとする。

- 2 所属長は、体育を振興するとともに、現場における職権行使に当たる所属職員に対する実践的な術科訓練を推進するものとする。
- 3 逮捕術及び救急法活用事例等については、逮捕術・救急法活用（失敗）事例報告（様式第5号）により、その都度本部長に報告しなければならない。

（その他の職場教養）

第30条 幹部は、第16条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、適切な方法により職場教養を行うよう努めるものとする。

（雑則）

第31条 この訓令に定めるもののほか、警察教養に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 警察大学校等入校者に対する報償金の支給に関する訓令（昭和38年佐賀県警察本部訓令第17号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月14日本部訓令第5号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行し、この訓令による改正後の第7条第1項第1号アの規定は、平成17年4月1日以降に採用された巡査から適用する。

附 則（平成21年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成23年3月31日本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

専科等教養実施計画書(年度)

専 科 等 名	部 門		専 科
優 先 順 位			
新 規 ・ 継 続 の 別			

			所 属	
教養対象者 (階級、所属等)	教養人員 (人)	教養期間 (日)	教養の必要性、教養目的、教養 内容及び教養人員算出の根拠	備 考
			担 当 者	警 電

- 注 1 各部門ごと、すべての専科等に優先順位を付すこと。
 2 前年度に実施した専科を廃止して新規の専科を計画する場合には、備考欄に〇〇専科廃止と記載すること。
 3 教養対象者は、階級を記載するとともに、「警察庁指定専科」の例により具体的に記載すること。
 4 実施希望時期については、備考欄に第2案までを記載すること。

様式第2号(第22条関係)

教養実施計画(月分)

教 養 日 時	教 養 項 目	教養担当者	教養対象	教養方法	使用資器材
参 考 事 項					

様式第3号(第22条関係)

〇 〇 〇第 号
〇 〇 年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

〇 〇 警察署長

教養推進状況報告書(月分)

教 養 重 点	実施	教 養 方 法	教 養	教養対象及び	内 容
教 養 推 進 事 項	日時		担当者	人 員	

- 注 1 本部から示された教養重点及び警察署独自の教養推進計画等に基づき実施した各種の推進状況について記載すること。
- 2 教養方法については、講義式、研究会、研修会、座談会、検討会のほか、巡回教養、考査、視聴覚教養などの方法について記載すること。
- 3 作成した執務資料等を添付すること。

様式第4号(第23条関係)

教 案 簿

署長	副署長 次 長	課 長 (課長代理)	教 養 事 項		
教養日時	月	日	時	分から 分まで	教 養 方 法
教 材				教 養 担当者	
教 養 内 容					

様式第5号(第29条関係)

逮捕術・救急法活用(失敗)事例報告(月分)

()警察署

日 時							
場 所							
活 用 者	警 察 署 名		段 級 位				
	階 級 氏 名		柔道	剣道	逮捕術	救急法	
	生 年 月 日		段	段	級	級	
	押 命 年 月 日						
	服装・携行用具						
活 用 技							
被活用者	住 所		前科				
	氏 名						
	生 年 月 日						
事 案 の 概 要							
参考とす べき事項							

(注) 逮捕術、救急法の活用(失敗)事例

- (1) 凶悪犯人を逮捕したもの
- (2) 激しい抵抗を制圧して逮捕したもの
- (3) 重傷病者を救助したもの
- (4) 特に困難な状況の下において救助したもの
- (5) 施術が極めて合理的であったもの
- (6) 施術上特に反省すべきものがあるもの

様式第 1 号 (第10条関係)

様式第 2 号 (第22条関係)

様式第 3 号 (第22条関係)

様式第 4 号 (第23条関係)

様式第 5 号 (第29条関係)